

後期高齢者医療制度

令和2年4月から保険料率などが変わりました

	平成30・令和元年度	令和2・3年度
均等割額	45,500円	46,451円
所得割率	8.76%	8.84%

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の計算方法 4月から翌年3月までを1年間として年間保険料が計算されます。限度額は64万円です。

年間保険料額 = 均等割額 (46,451円) + 所得割額

○所得割額: (総所得金額等※ - 基礎控除(33万円)) × 所得割率(8.84%)

※総所得金額等とは、「公的年金収入-公的年金控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」などで社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

●保険料の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合などの被扶養者であった方には、軽減措置があります。均等割額の5割・2割軽減については、軽減の対象所得の基準額が引き上げられました。

- ・5割軽減 (変更前)33万円 + (28万円×世帯内の被保険者数) → (変更後)33万円 + (28万5千円×世帯内の被保険者数)
- ・2割軽減 (変更前)33万円 + (51万円×世帯内の被保険者数) → (変更後)33万円 + (52万円×世帯内の被保険者数)

世帯主および世帯内の被保険者の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下	下記以外	7.75割軽減 (令和3年度以降は、7割軽減となります)	10,451円/年
	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	7割軽減	13,935円/年
33万円 + (28万5千円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合		5割軽減	23,225円/年
33万円 + (52万円 × 世帯内の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	37,160円/年

※軽減判定は、賦課期日(各年度の4月1日または資格取得日)時点で行われます。

※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。

※軽減判定の際「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

●保険料の決定通知書は、7月中旬に対象者に送付します。

問い合わせ

保健医療課医療予防係

☎0824-73-1155

広島県後期高齢者医療広域連合(保険料の計算について)

☎082-502-3060